

# 富士五湖自然首都圏フォーラム富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム 推進業務委託仕様書

## 1 目的

本業務は、「富士五湖自然首都圏フォーラム」(以下「フォーラム」)が主宰するコンソーシアムの1つであり、グリーン水素に関する技術開発と実証実験に基づき、利活用を推進するための国際コンソーシアム「富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム」(以下当コンソーシアム)について、今後の具体的取組の実行体制案と国内外水素エネルギー関係組織との連携強化をはじめとした当コンソーシアムのロードマップの作成を目的とする。

## 2 委託業務名称

富士五湖自然首都圏フォーラム富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム推進業務委託

## 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 委託業務内容

今後の取組の実行体制案と当コンソーシアムのロードマップを作成することを主目的に、以下の業務を行う。

なお、受託者は下記に掲げる各業務を実施するに当たり、本事業の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

### ① 国内外組織調査

当コンソーシアムに求められる役割を遂行する組織の在り方を検討するために、どのような組織形態が良いのか、国内外の類似の組織の在り方を調べ、立ち上げる組織の在り方の検討の参考となる情報を収集し、収集した情報を県へ報告すること。

### ② 国内外関連組織との関係構築のためのアイデアの提案

当コンソーシアムの取組について幅広くネットワークを構築するため、組織体制構築に向けた情報収集だけでなく、水素に関連した具体的なプロジェクトを生み出す国内外の水素エネルギー関係組織とネットワーキングを行うためのアイデアを提案すること。

### ③ 組織案作成

上記①及び②の結果を踏まえ、当コンソーシアムの取組を担う核となる団体の組織案を作成し、その組織が成長し、地域社会にその成果が還元されるまでのロードマップを作成すること。

必要により県と協議のうえ案に修正を加え、今後の組織形成に資する組織案を作成すること。

## 5 成果品

本業務委託に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に山梨県と協議の上決定する。

### (2) 業務実績報告書

本委託業務で作成した全ての資料（図表、打合せ資料等を含む）や活動記録を整理し、業務実績報告書としてとりまとめること

体裁：A 4判ファイル綴じ、フルカラー、片面又は両面印刷（A 3判の折込可）  
部数：1部

また、業務実績報告書の電子データを Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納する。

データは基本的に編集可能な形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）及び印刷可能な解像度の PDF 形式で納入すること。

## 6 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (3) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「富士五湖自然首都圏フォーラム 富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム推進業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。
- (5) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

## 7 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県と受託者で協議の上、山梨県の指示に従うものとする。